

○宇土市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年9月26日

告示第57号

改正 令和3年12月15日告示第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「別紙要綱」という。）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第4条 市長は、総合事業を別紙要綱別記1第2の1の(1)ア（エ）の①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあつては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

(支給限度額)

第5条 第1号事業支給費のうち指定事業者により行う場合の事業対象者の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度額に相当する額を超えることはできない。

(第1号事業の利用の手続)

第6条 居宅要支援被保険者等は、事業を利用しようとするとき（介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）に基本チェックリスト（介護保険法施行規

則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第197号）によるものをいう。）及び被保険者証を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を行った事業対象者に対し、当該者が事業対象者であること、及び基本チェックリストの実施日等を当該者の被保険者証に記載し、同証を返付するものとする。

3 第1項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第7条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

（指導及び監査）

第8条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（不当利得の請求等）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、利用者がサービス費若しくは高額介護予防サービス費等相当事業に係る支給を受けたとき、又は指定事業者が法第115条の45の3第3項による支払を受けたときは、当該支給額又は支払額の全部又は一部の返還を当該者に求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第127号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出されている様式は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定に基づいて提出された様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づく様式による用紙は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第6条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

区分	利用区分									
新規・変更	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業					<input type="checkbox"/> 介護予防・日常生活支援総合事業				
被保険者氏名					被保険者番号					
フリガナ										
					個人番号					
生年 月日					明・大・昭 年 月 日					
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター										
事業所名又は地域包括支援センター名				所在地		〒				
				電話番号						
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。										
事業所名			所在地		〒					
			電話番号							
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等										
※変更する場合のみ記入してください。 変更年月日（ 年 月 日付け）										
宇土市長 様 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。 年 月 日 被保険者 住所 電話番号（ ） 氏 名										
確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号								

（注意）

- この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに宇土市長へ提出してください。
- 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず宇土市長へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

別記様式（第6条関係）